

花見川区における公共交通について

平成29年9月30日

千葉市 都市局 都市部
交通政策課

千葉市の公共交通

● : 住宅団地等

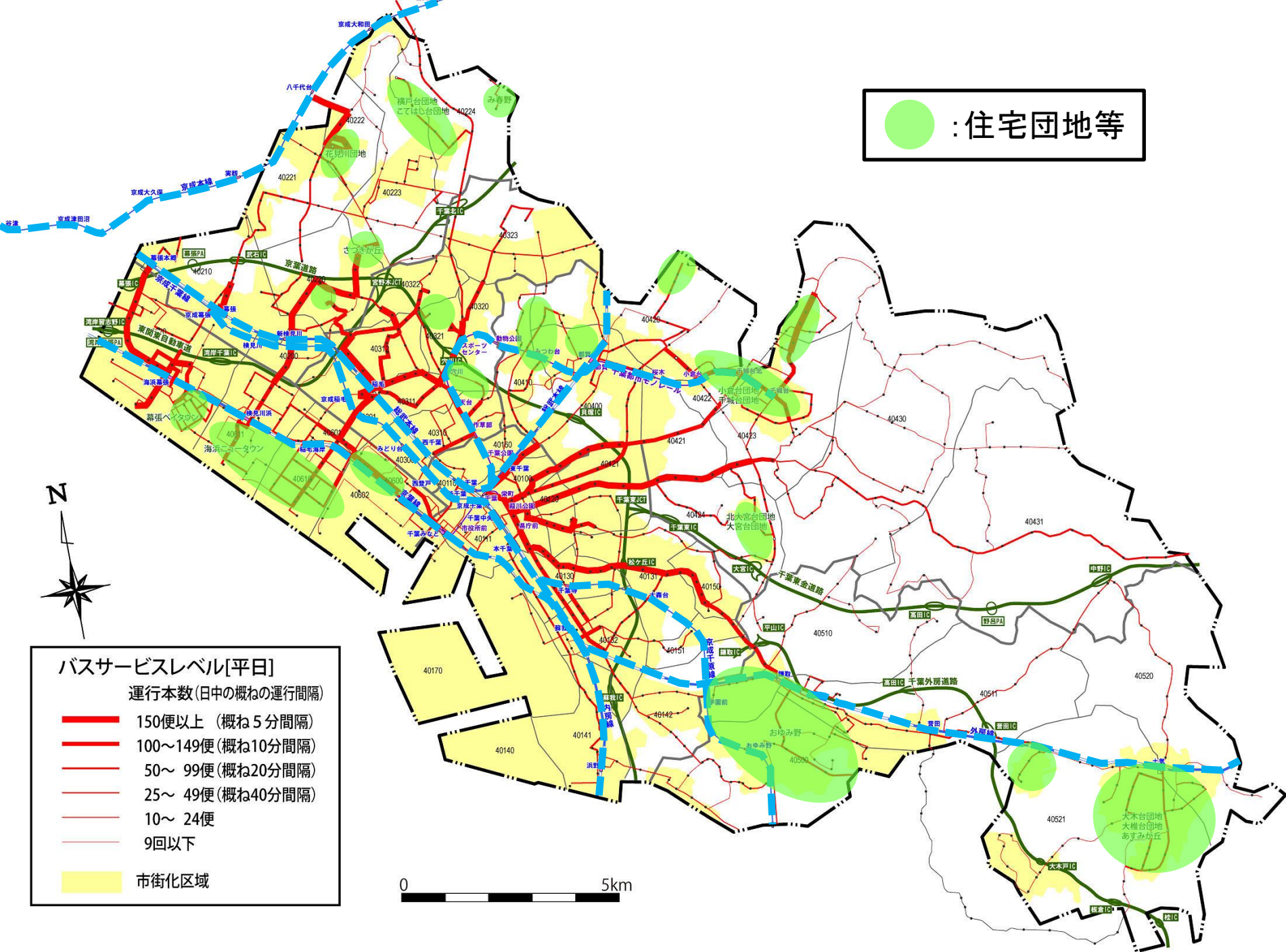


バスサービスレベル[平日]

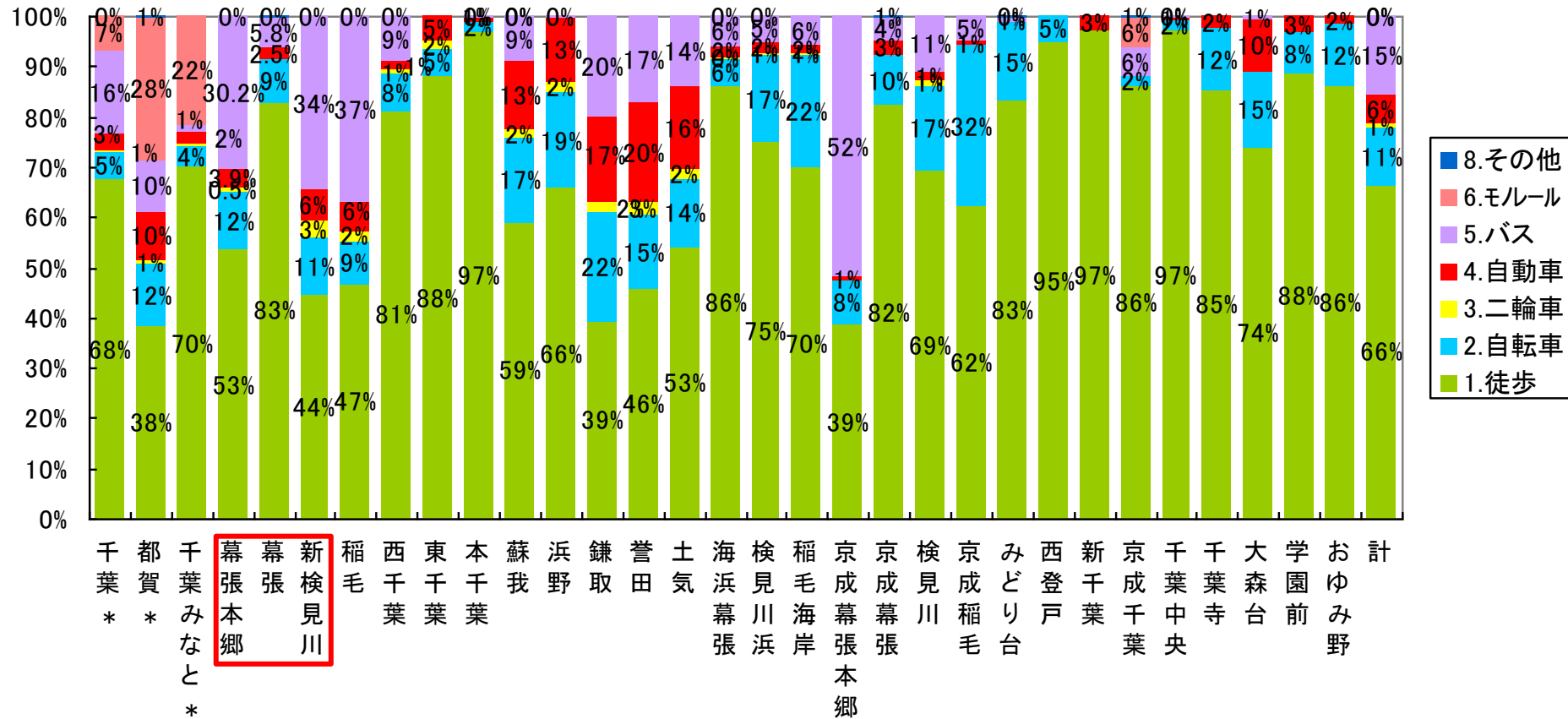
運行本数(日中の概ねの運行間隔)

- 150便以上 (概ね5分間隔)
- 100~149便 (概ね10分間隔)
- 50~ 99便 (概ね20分間隔)
- 25~ 49便 (概ね40分間隔)
- 10~ 24便
- 9回以下

市街化区域



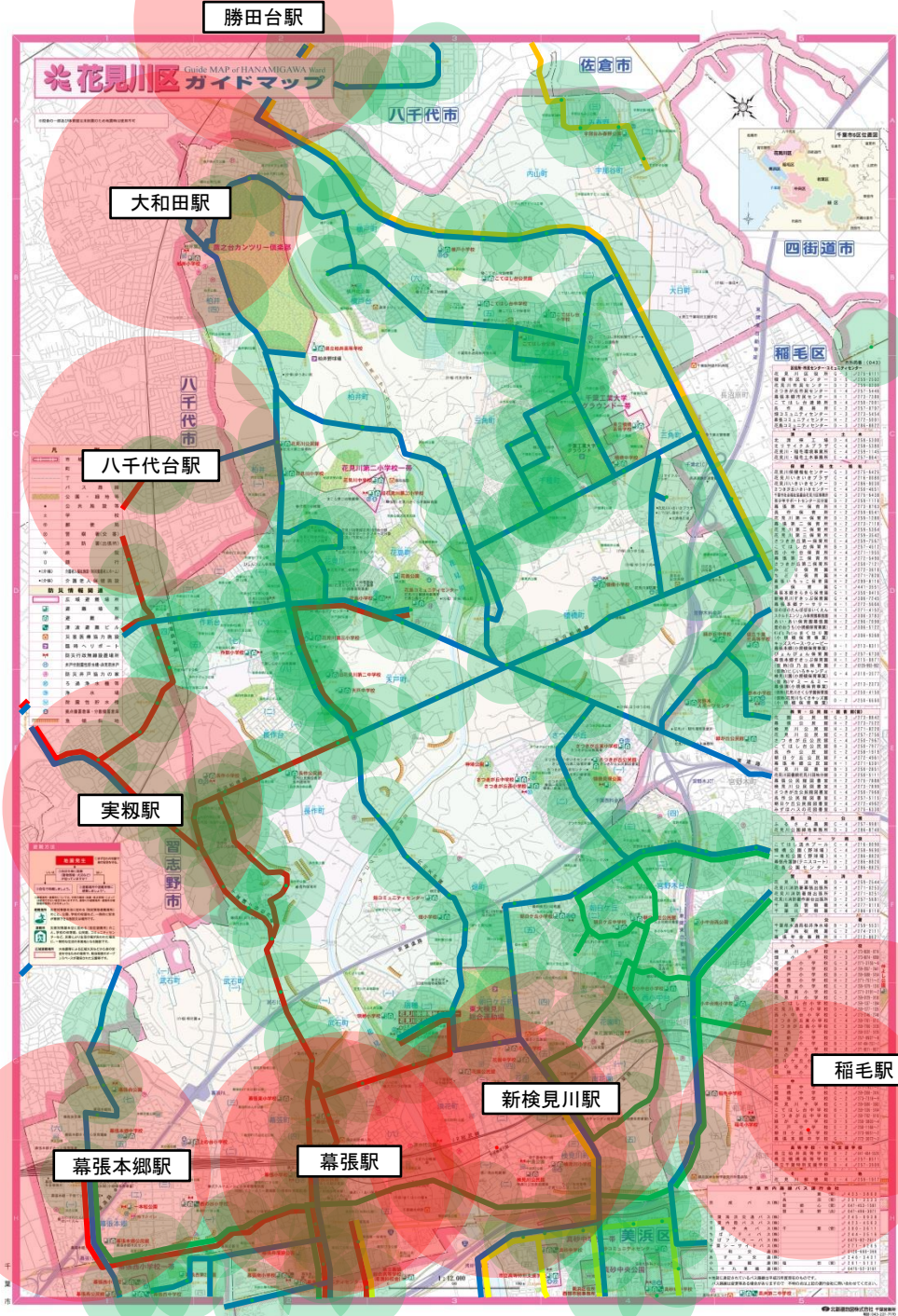
市内鉄道駅末端交通手段分担率



花見川区の公共交通

鉄道駅から
半径1kmの範囲

バス停留所から
半径300mの範囲



【主なバス路線】

京成バス(株)

千葉海浜交通(株)

千葉シーサイドバス(株)

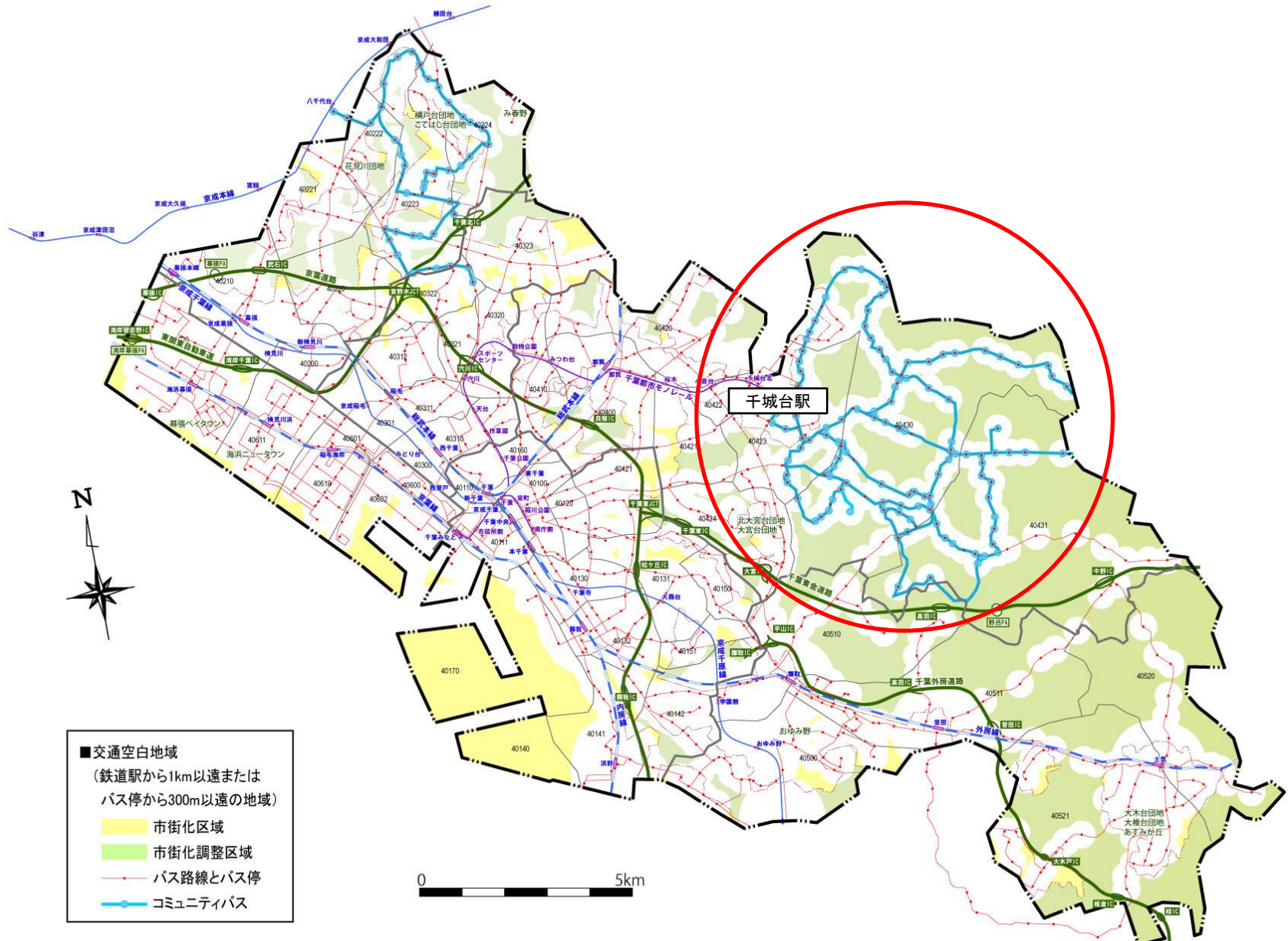
千葉内陸バス(株)

平和交通(株)

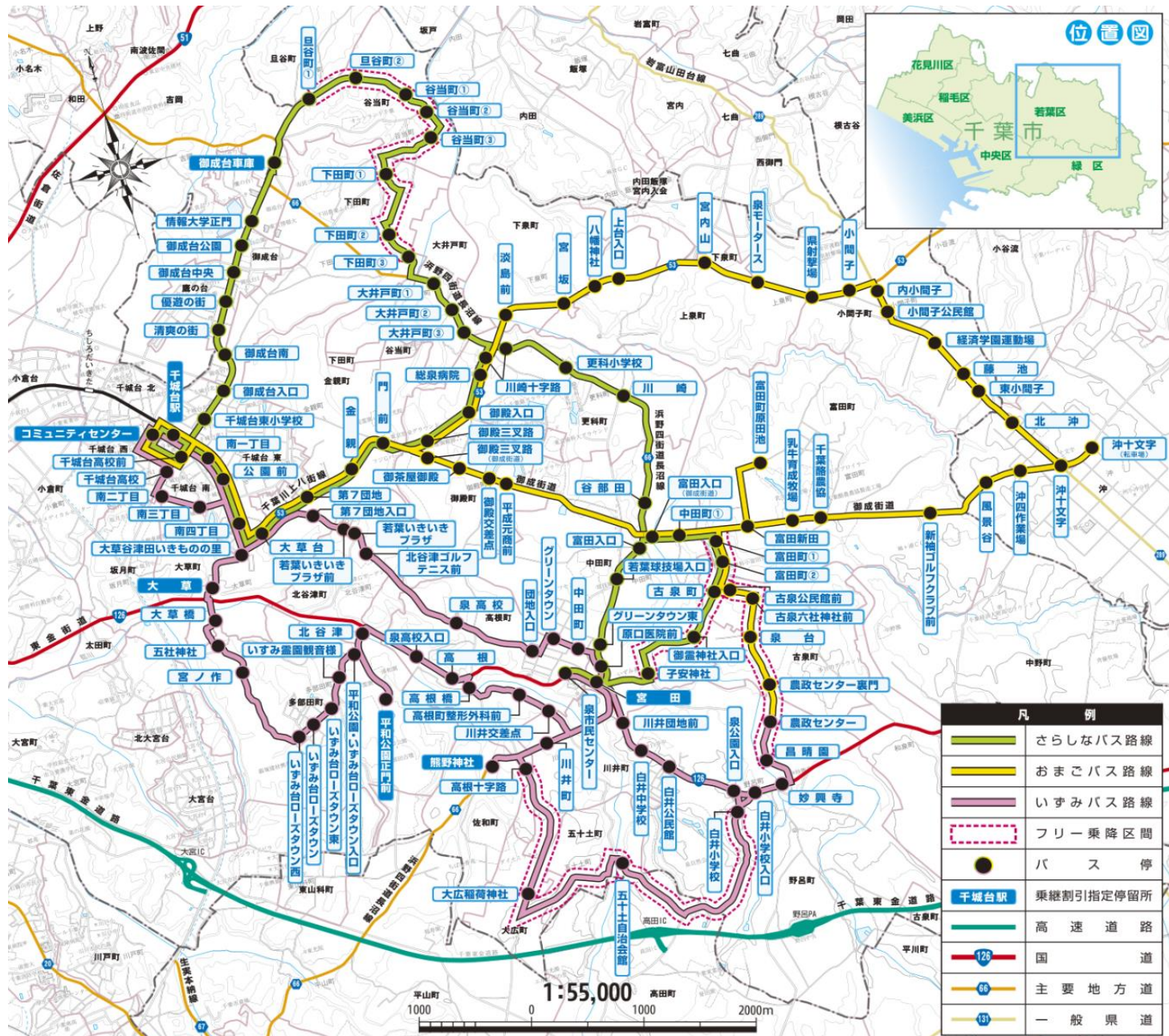
(五十音順)

コミュニティバス等の事例

若葉区泉地域コミュニティバス



路線図

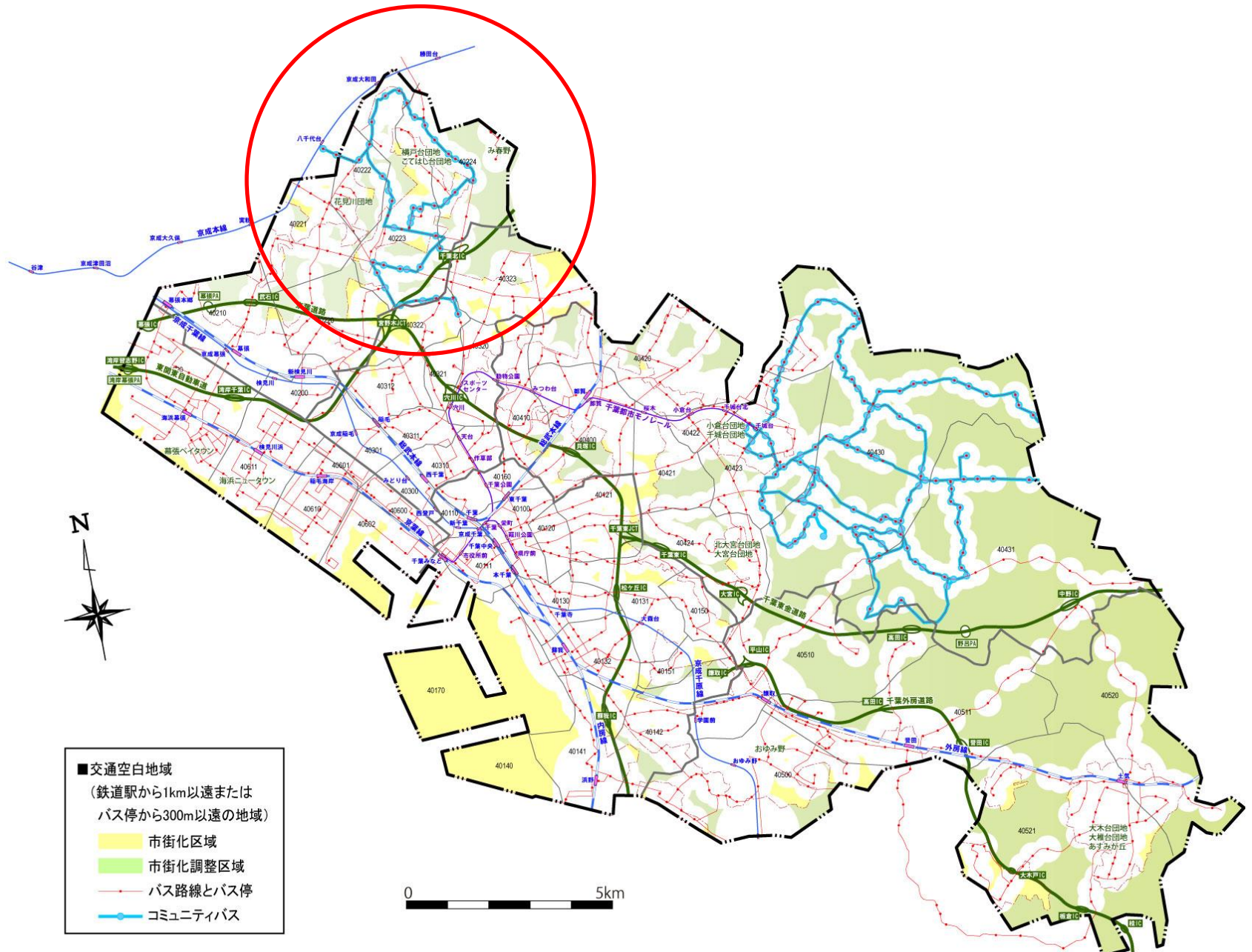


若葉区泉地域コミュニティバス

概要

名称		さらしなバス	おまごバス	いずみバス
運行開始日		平成１０年１０月１日	平成１７年９月１日	平成２０年３月１日
運行計画		平成１９年９月より 本格運行	平成１９年９月より 本格運行	平成２２年３月より 本格運行
運行開始に至る経緯		平成８、９年にかけて行われた「バス活性化検討調査」の結果より	民間路線（ちばフラワーバス株）の退出を受け、廃止代替路線として運行	民間路線（ちばシティバス株）の退出を受け、廃止代替路線として運行
路線最長運行距離		約２４km	約２５km	約２６km
停留所数		５１箇所	５０箇所	５１箇所
運行本数		１２便	１８便	１５便
年間利用者（Ｈ２８） 《１日あたり》		２７，２３５人 《７４．６人》	５１，３８５人 《１４０．８人》	４４，２２６人 《１２１．２人》
料金		一律２００円（中学生以下１００円） 一日乗車券５００円（中学生以下２５０円）		
車両（乗車定員）		ノンステップバス（３１、３２人）		
Ｈ２８	運行経費	４５，０９６千円		
	運賃収入等	２２，５７０千円（収支率 ５０．０％）		
	委託金額	２２，５２６千円		
Ｈ２９委託金額		２２，６４４千円		

花まる号



花まわる号 路線図

花まわる号

平成29年4月1日ダイヤ改正でより便利に！

花見川区北部循環線



ICカード・
PASMO
Suica
ご利用いただけます
バス利用特典サービスも適用されます



お問い合わせ

京成バス株式会社 長沼営業所 043-257-3333

<http://www.keiseibus.co.jp>

花見川区北部地域バス路線三者協議会・千葉市都市局都市部交通政策課



花まわる号 概要

運行開始日	平成１８年４月２４日
運行開始に至る経緯	平成１６年５月、路線バスの退出により交通が不便となった地域の解消を目的に、コミュニティバス導入を検討する地元協議会の準備会を設置。 その後、バス会社側から路線の退出は行わず、地元・行政・事業者により運行計画を検討する場を設けたいとの申し出があり、平成１６年１０月三者協議会設置。
路線最長運行距離	約１８キロ
停留所数	３５箇所
運行本数	１１便
H28年間利用者 （一日あたり）	３６，５３２人 （１００．１人）
料金	ＩＣ：大人１６５～３０９円（距離制） 現金：大人１７０～３１０円（距離制）
車両（乗車定員）	ノンステップバス（３２人）

地域の足の確保

自動車を活用した「地域の足」のイメージ

	乗合事業	タクシー事業	自家用有償 旅客運送	その他
交通モードの イメージ	<u>路線バス</u> <u>コミュニティバス</u> ・若葉区泉地域 ・花まわる号 地域参画型 <u>乗合タクシー</u>	<u>タクシー</u> 福祉タクシー （保健福祉局） 福祉事業	<u>自家用有償旅客運送</u> ・公共交通空白地有償運送 ・福祉有償運送 （保健福祉局）	<u>無償運送</u> ・住民による互助 ・ボランティアによる運送 ・商業施設の買物バス ・病院の送迎バス
道路運送法上の 位置づけ	一般乗合旅客自動車運送事業 （法第4条による許可）	一般乗用旅客自動車運送事業 （法第4条による許可）	自家用有償旅客運送 （法第79条による登録）	（※対象外）
運行主体	事業者		事業者以外	
利用者負担 の有無	有償			無償

- 市町村・地域住民等が、交通空白地域・不便地域の解消、高齢者等の外出促進、公共施設の利用促進等を通じた地域の活性化を目的として、自らが主体的に企画する交通機関
(運行については、道路運送法第4条の許可を得た事業者が担う)

—— コミュニティバス ——

主に定員11人以上の車両＝バスにより運行（定時・定路線型での運行が基本）



—— 乗合タクシー ——

主に定員11人未満の車両により運行（定時・定路線型から予約型や区域運行型まで様々な運行形態が存在）



千葉市地域参画型コミュニティバス等運行支援制度（案）

運行支援制度の考え方

- 現在、千葉市では10社の民間事業者により400を超えるバス路線が整備され、毎日約16万人の方が利用しています。しかしながら、自家用車利用の増加に伴い、路線バス利用者は減少傾向にあり、採算が悪化し、減便や退出など運行の維持が厳しい路線も発生しています。
- また、少子高齢化の進展などに伴い、地域住民からは病院、買い物など身近な移動手段を求める要望もあります。
- このような状況の中、市や交通事業者が全ての地域の移動手段を確保していくために、多大な費用を負担していくことは難しいと考えられます。
- このため、本市では、市と交通事業者及び地域住民が連携し、地域住民が主体となって導入するコミュニティバスの運行に対して、新たな支援制度を創設します。

地域参画型コミュニティバス等の運行

- 地域参画型コミュニティバス等とは、地域における生活交通の確保や利便性の向上など、地域の交通（移動手段）に関する課題を解決するため、地域住民が主体となって運行する乗合バスや乗合タクシーをさします。
- 運行にあたっては、地域住民でコミュニティバス等を運行するための組織（運営協議会）を設けて、市や交通事業者からの協力を得ながら、運行計画（ルート、ダイヤ、運賃等）の検討を行い、運営協議会が交通事業者に運行を委託します。
- 運営協議会は、運行に際して利用者の運賃等で補えない運行欠損額（赤字額）を負担し、市はその1/2を補助します。

市・交通事業者の支援

□市及び交通事業者は、地域住民で組織する運営協議会（同準備会）に対し、検討準備から運行開始後の各段階において、他市の事例紹介やアドバイス、必要な資料の提供などサポートします。

<市・交通事業者の支援>

- ・検討準備：運行計画概要の検討支援（事例紹介、アドバイス等）
- ・計画検討：アンケート調査の支援（サンプル提示、分析等）
運行計画の検討支援（事例紹介、交通事業者からの提案・見積等）
運行事業者の選定支援（公募案の提示等）、関係機関との協議・調整
アドバイザーの派遣（他市の実践者、交通の専門家等）
- ・運行開始：運行支援（運行欠損への補助、試行運行期間の上乗せ補助）
運行計画の見直し等支援（利用促進策の事例紹介・アドバイス等）など

地域参画型コミュニティバス等導入までの流れ

STEP1

検討準備

- ・運営協議会準備会の設立
- ・準備会で計画概要（運行の態様、ルート案、運行頻度等）の検討・合意
- ・市職員・交通事業者等がアドバイザーとして参加、派遣

STEP2

計画検討

- ・需要予測のため運営協議会準備会が沿線住民を対象にアンケートを実施
- ・アンケート調査を基に、運行計画案（ルート、ダイヤ、運賃等）の検討・合意
- ・交通事業者に運行計画及び運行経費の見積もりを依頼
- ・地域負担額の確保（沿線関係自治会長などからの同意）
- ・関係機関（運輸局、交通管理者、道路管理者等）との下協議

STEP3

導入手続き

- ・運営協議会の設立
- ・関係機関との調整（運輸局、交通管理者、道路管理者他）
- ・千葉市地域公共交通会議に付議（審議・合意）
- ・運営協議会と運行事業者が契約締結、各種申請手続き（運行に関する認可等申請、占用申請他）

STEP4

運行開始

- ・運行の検証（利用状況、収支、決算等）
- ・継続運行に向けた利用促進・周知、地域負担額の確保

<市の補助金>

- 試行運行（2年以内）
1年目：試行運行の検証（利用状況、収支、決算）運行経費の確定
※収入見込を下回った場合は運行欠損額の不足分は市が補てんする。
- 2年目：収支状況の確認→運行継続の判断（可→継続、不可→休止）
- 本格運行（3年目以降）
コミュニティバス等の運営、利用促進活動、PDCAサイクルに基づく進行管理。

（参考）

本格運行			試行運行	
運行経費	運賃収入		運賃収入 見込額	運賃収入
	運行欠損額 （赤字額）	1/2 市補助金 1/2 地域負担額		補てん額
			1/2 市補助金	
			1/2 地域負担額	

市補助金：運行経費から運賃収入を差し引いた運行欠損額（赤字額）の1/2以内（上限500万円）

- 過疎地域での輸送や福祉輸送といった、地域住民の生活維持に必要な輸送がバス・タクシー事業によって提供されない場合に、国土交通大臣の登録を受けた市町村やNPO等が自家用車を用いて有償で行う運送

交通空白輸送

交通空白地域において、住民等の移動手段の確保を目的として、地域の関係者の合意に基づき、市町村、NPO等が自家用自動車を使用して、有償で輸送



実施団体数：市町村運営（433団体）
NPO等運営（99団体）

福祉輸送

福祉タクシー等による輸送サービスが提供されていない地域において、身体障害者等の移動手段の確保を目的として、地域の関係者の合意に基づき、市町村、NPO等が自家用自動車を使用して、有償で輸送



実施団体数：市町村運営（117団体）
NPO等運営（2,458団体）